

## 問題22

保健師助産師看護師法 □□□

解法の要点

解説



⑩巻 社-10章

保健師助産師看護師法

保健師看護師助産師法について、正しいものを1つ選べ

1. 看護師とは、都道府県知事の免許を受けて、傷病者もしくははじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とするものをいう。
2. 記録の保存は看護師の義務であると定めている。
3. 感染性の疾病にかかっている者には看護師免許の付与がされない。
4. 看護師は業務独占・名称独占の資格である。

I-5Aa

保助看法についての問題は毎年出されているのでしっかりと覚えておこう。(RB-社105)(RB-社94)

- ×1 **看護師**とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくははじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者をいう(同法5条)。
- ×2 病院の記録を備える義務は『医療法』(21条)および『医療法施行規則』(20条)に、医師の診療録の記載・保存義務は、『医師法』(24条)および『医師法施行規則』(23条)に定められている。いずれも看護師の義務ではない。
- ×3 感染性疾患は欠格事由として定められていない。欠格事由としては、①麻薬、大麻またはあへんの中毒、②罰金以上の刑に処せられた者、③業務に関し犯罪または不正の行為があった者、④心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者が挙げられる(同法第9条)。
- 4 文章どおり。助産師・看護師・准看護師は**業務独占・名称独占**の資格である(同法30～32条、42条の3)。保健師は**名称独占**の資格である(同法42条の3)。

正解 4

(公みえ78)